

新型コロナウイルス感染症に係る対応については、これまでもホームページでお知らせしておりましたが、今般の感染急拡大に伴い、7月の厚生労働省事務連絡を踏まえて、下記の事項について一部見直しを行い、改めて整理しましたのでお知らせします。

- 1 陽性者の健康観察
- 2 濃厚接触者の待機期間
- 3 積極的疫学調査、濃厚接触者の特定
- 4 「社会機能の維持のために必要な事業に従事する者」
である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応

《参考：県HPのURL》

https://www.pref.yamagata.jp/090016/bosai/kochibou/kikanri/covid19/shingata_corona.html

山形県健康福祉部コロナ収束総合企画課

薬務・感染症対策主幹 齊藤

TEL 023-630-2292

【報道監】健康福祉部次長 柴田

陽性者の健康観察と濃厚接触者の待機期間について

1 陽性者の「健康観察」について

(1) 政府の方針 (R4.7.22 厚生労働省事務連絡を要約)

- ① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者
初回の連絡を行うとともに、適切に健康観察を行う。
- ② ①に該当しない者
健康観察の初回に、陽性者に体調悪化時の連絡先を伝え、療養期間内に陽性者が適宜、保健所へ連絡することとして差し支えないこと。

(2) 本県の対応【原則】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者<ul style="list-style-type: none">・原則、疫学調査後、毎日健康観察を実施（10日目まで）② 上記①に該当しない者<ul style="list-style-type: none">・疫学調査後、初回の健康観察のみ実施し、2回目以降の健康観察は行わない。・療養期間中に体調不良が生じた時は、保健所に連絡するよう周知 |
|--|

※なお、事例によっては、初回の健康観察時の症状を踏まえ、数日後まで健康観察を継続する場合があります。

2 濃厚接触者の待機期間について

R4.7.22 厚生労働省事務連絡により、濃厚接触者の待機期間が7日間から5日間に短縮された。(別紙1)

3 積極的疫学調査、濃厚接触者の特定について

R4.7.22 厚生労働省事務連絡により、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、中学校、高校等については行わない。(別紙2)

4 社会機能の維持のために必要な事業に従事する者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

R4.7.26 厚生労働省事務連絡により、医療従事者に準じた基準を満たせば勤務可能となる。(別紙3)

参考として、R4.7.22 厚生労働省事務連絡を添付します。

※なお、今後の厚生労働省からの通知や本県の感染状況により見直しを行う場合があります。

濃厚接触者の待機期間について

濃厚接触者 (通常)	最終接触 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	解除 6日目
濃厚接触者 (自費検査実施)	最終接触 0日目	1日目	2日目 自費検査①	3日目 自費検査②			
↓							
①、②陰性の場合は解除可能							
↓							
例	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	解除 8月7日

- 濃厚接触者の待機期間は、感染者の発症日（無症状者の場合は検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方（最終接触）を0日目として5日間（6日目解除）です。
- 2日目及び3日目の抗原定性検査キット（※）を用いた検査（自費検査）で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。
- 上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触・ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用を避ける等の対応をお願いします。

※：薬事承認されたものを用いること

積極的疫学調査、濃厚接触者の特定について

県保健所では、下表のとおり感染者の発生場所毎の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定を行います。

国の令和4年3月16日付け事務連絡（令和4年7月22日一部改正）を踏まえ、下線部の取扱いを変更しております。

感染者の発生場所毎の対応方針

感染者の発生場所	積極的疫学調査	濃厚接触者の特定	自宅待機等の行動制限
同一世帯内	実施する	実施する	求める
ハイリスク施設 (医療機関・高齢者施設・ 障がい者施設等)	実施する	実施する	求める
保育園・幼稚園・ 学校等	<u>実施しない</u> ※1	<u>実施しない</u>	<u>求めない</u>
事業所等	実施しない※1	実施しない	求めない※2

※1 クラスタ発生など保健所が必要と判断した場合は、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・自宅待機等の行動制限を行う場合があります。

※2 事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。

事業所等で感染者と接触があった方のうち、会話の際にマスクをしていない、飲食を共にした等の場合は、一定期間の外出自粛を含めた感染防止対策をお願いします。

濃厚接触者が待機期間終了後に職場・学校等で勤務・就学等を開始するに当たっても、職場等に証明を提出する必要はありません。

社会機能の維持のために必要な事業に従事する者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

令和4年7月26日付け厚生労働省事務連絡により、下記対象者についても医療従事者に準じた基準を満たせば勤務可能となりました。

○対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障がい者支援施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設・事業所の従事者
- (2) 従事者が濃厚接触者となった障がい児通所支援事業所であって外部からの応援職員の確保が困難な施設・事業所の従事者
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者
- (4) 保育所、幼稚園、小学校等の職員

○準用する基準

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」

厚生労働省事務連絡

下記①～⑤を満たせば、濃厚接触者であっても勤務可能

- ① 他の医療従事者による代替が困難
- ② コロナワクチン3回接種済であり、3回目接種後14日間経過している
(2回目接種から6か月経過していない場合は、2回目接種後14日間経過)
- ③ 無症状
- ④ 毎日業務前にPCR検査又は抗原定量検査(やむを得ない場合は抗原定性検査)を行い陰性であること
- ⑤ 濃厚接触者である医療従事者の業務を所属の管理者が了解していること